

新座市立石神小学校
いじめ防止基本方針



令和元年 5 月

新座市立石神小学校

1. 趣旨

本学校いじめ防止基本方針は『いじめ防止対策推進法』（平成25年法律第71号）13条に基づき、児童が安心して学校生活を営める学校づくりに努めるとともに、いじめ防止等の対策を全教職員が一丸となって効果的に進めることができるよう新座市立石神小学校におけるいじめ防止対策に関わる基本的な方針及び実効性のある防止対策・実施計画・実施体制について定めるものである。

2. 方針

「いじめ」は「重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である」と捉える。いじめ防止は教職員は児童に相互に心が通じ合うようなコミュニケーション能力を育成し、主体的で規則正しい態度で授業や学校行事に参加し、活躍できる授業や集団づくりを行い、未然防止を図る。

しかし、「いじめ」は「どこの学校・学級にも、いつでも、だれにでも起こりうる人権に関わる重大な事件であること」を常に認識し、いじめの発生を防ぐとともに、いじめの早期発見に努め、いじめが発生した場合にはその解決に向けて迅速かつ有効な対応に全力であたる。

- (1) 「いじめ」は「重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である」という認識の指導の徹底
- (2) いじめの早期発見及び迅速かつ組織的な対応の徹底
- (3) いじめられている子どもに寄り添った親身な指導の徹底
- (4) 重篤ないじめは犯罪であるという認識を持たせる指導の徹底
- (5) 関係者及び関係機関との連携を図った指導の徹底

3. 定義

「いじめ」とは「当該児童が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている状態」を言う。当該行為がいじめに該当するか否かは、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた側の児童の立場に立って判断する。

4. 組織

学校は、いじめの防止及び早期発見・早期解決のため全校を上げて組織的・計画的に取り組む。このいじめ防止等の対策のための中心となる組織とし

て、『いじめ防止対策委員会』を組織する。

『いじめ防止対策委員会』のメンバーは
校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭・虐待防止キ
ーパーソン・いじめ問題担当者・各学年担当者 とする。

いじめ防止対策委員会の委員長は校長とする。副委員長は教頭とする。

なお、担任や子どもと親の相談員や支援員等関係者を加えることができる。
相談窓口は教育相談部とする。

毎月のいじめの実態調査は生徒指導部いじめ問題担当とする。

※いじめ防止対策委員会の活動内容

(1) いじめ防止基本方針に基づく取り組みや実施、具体的な活動計画の
作成・実施、検証、修正

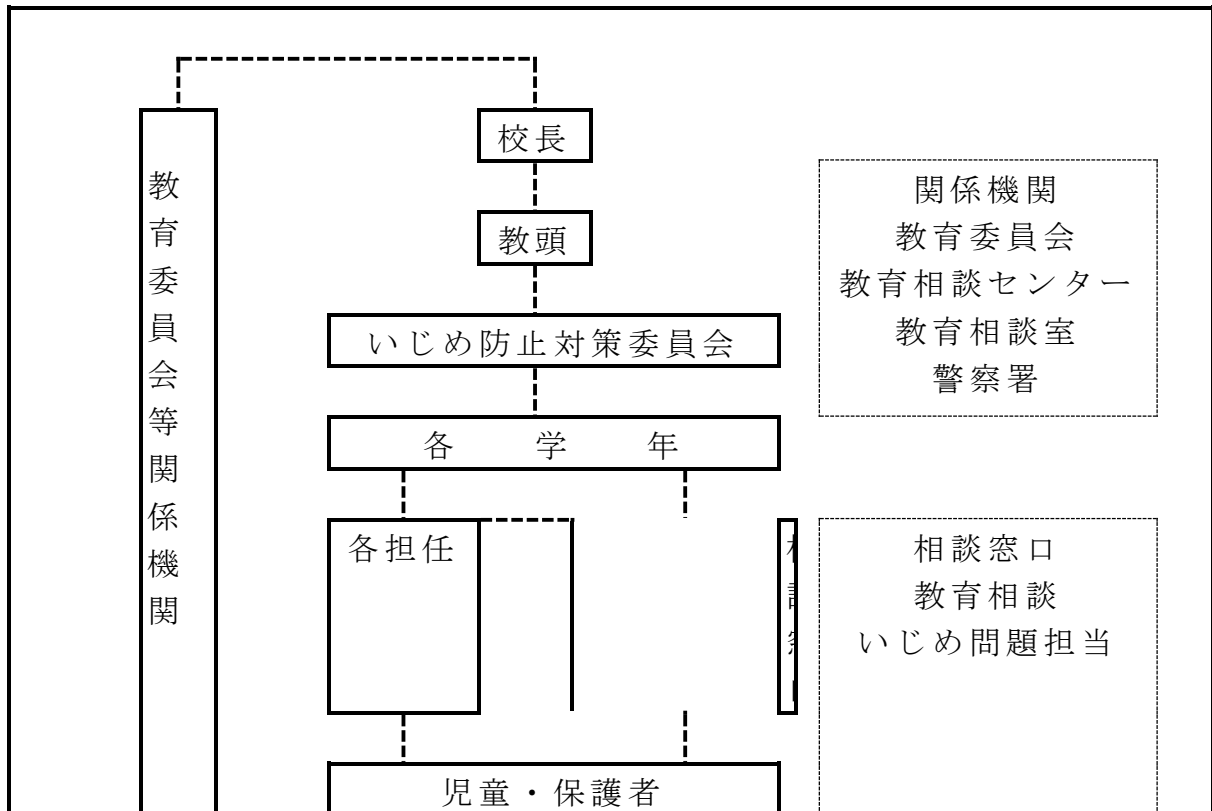
(2) いじめに関する相談や通報の窓口

(3) いじめの疑いについての情報や児童の問題行動に係る情報収集や記
録等

(4) いじめ事案に対する組織的な対応

※定期的を開催するとともに、必要に応じて委員長が臨時に開催する。

いじめ防止対策に係る相談・指導体制関連図





5. 『いじめ防止対策委員会』を中心に学校が行うこと

(1) いじめを未然に防止するために行うこと

- ・規律ある態度を養い、児童が主体的に授業や諸活動に取り組み、安心・安全な学校生活を送れるようにする。
- ・わかる授業を行い、すべての児童が参加し、活躍できる授業を行う。
- ・温かな人間関係をはぐくむ学級経営を行い、児童が自己存在感・自己有用感を味わえる学級運営を行う。(居場所づくり)
- ・すべての教育活動において人権を尊重し、お互いを認め合える児童の育成を図る。
- ・社会体験活動や交流体験活動を充実させ、児童が自ら気づき、学ぶ体験をさせる。
- ・児童会を指導し、「いじめ撲滅」宣言をするとともに、「いじめをしない・させない・許さない学校づくり」を推進する。
- ・いじめに係る校内研修会をいじめ防止対策委員会の指導のもと開催する。

(いじめの防止に係る内容・いじめの早期発見・早期対応に係る内容・いじめの指導に係る内容等)

- ・いじめに係る校内研修会を定期的で開催し、いじめの防止及び早期発見し、解決するために事例研究を実施し、指導力の向上を図るとともに、教職員の資質の向上に努める。

(2) いじめを早期に発見するために行うこと

- ・児童の観察を励行し、児童の変化や状況把握について把握する。
(生活ノートや観察の視点・チェックリスト活用等)
- ・教職員間の定期的な情報交換の場を持って、児童の状況についての共通理解を図る。
- ・毎月一回のいじめに関するアンケートを実施する。
- ・児童を対象とした休み時間に行う教育相談日を毎月1回以上設定する。
- ・子どもと親の相談員を配置して、児童・保護者の相談機会を設ける。
- ・保護者会や個人面談を隔月に実施し、保護者との情報交換の機会を設定する。
- ・いじめ防止対策委員会の定例会を学期ごとに開催する。また、必要に応じて臨時会を開催する。

・学年会議において、児童の情報交換を必ず行い、児童の変化を掌握し、いじめの防止及びいじめの早期発見に努める。

・保護者に「いじめ発見」チェックリストを学期ごとに配布し、各家庭での指導を促す。

(3) いじめを発見した後に、早期解決を図るために行うこと

・いじめている児童への指導を行う。

いじめに係る客観的な情報を収集し、事態に応じて適切な措置を執る。

必要に応じて、教育委員会や教育相談室等連携し、出席停止等の措置を含めて、具体的な対応策を検討し、警察や児童福祉機関等の外部機関と連携して指導に当たる。

いじめは人間として決して許されない、恥ずべき行為であることを理解させ、直ちにいじめを止めさせる。

人権と命の大切さを理解させる。

いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、該当者に寄り添い、心の成長を促す指導を継続する。

・いじめられている児童への指導を行う。

必ず守ることを伝えて、安心感を与え、安全を確保する。

いじめのつらさを受容し、共感的に理解する。

不信感を抱いている人間関係の回復を支援する。

信頼関係の再構築を図る。

・周りの児童へ指導する。

いじめは他人事ではないことを理解させる。

いじめを知らせる勇気を育てるとともに、傍観者やはやし立てる行為はいじめであることを理解させる。

・学級全体へ指導する。

いじめを許さないという毅然たる教師の姿勢を示す。

話し合いを通していじめについて考えさせる。

正義が通る学級づくりを進める。

道徳教育の充実を図る。

特別活動を充実させて、好ましい人間関係を築く。

・保護者へ対応する。

被害者の保護者へ

速やかに家庭訪問し、状況を正確・丁寧に説明する。

指導方針を説明し、学校は子どもを守るという姿勢を強く伝える。

保護者の気持ちを受容し、協力して対応にあたる。

加害者の保護者へ

速やかに家庭訪問し、いじめの事実・状況を正確に説明する。

指導方針を説明し、いじめの深刻さを理解していただき、協力して児童の指導にあたる。

いじめは許されない行為であることを理解していただく。

家庭教育の在り方について一緒に考え、助言する。

(4) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、いじめ防止対策委員会が中心となり、直ちに、新座市教育委員会に報告するとともに、新座市教育委員会と連携して事実関係を明らかにするための調査を速やかに行う。

校長は上記調査結果を受け、教育委員会へ調査結果を報告するとともに、指導を受けながらその解決に向け取り組む。また、臨時全校集会や臨時保護者会等の必要な措置を執る。

また、「いじめ」が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときには、躊躇なく所轄警察署と連携して対応する。

※「重大事態」とは「いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や相当期間学校に登校することができないことが余儀なくされている場合、もしくはこのような疑いがある時」を言う。

6. インターネットを通じて行われるいじめの防止対策

児童がインターネット上でのいじめを受けないようにするために、以下の取り組みをする。

- ・ネットトラブル等を題材として、学級活動における指導を行う。

児童にインターネットの利用する際のマナーや約束事、危険性について指導し、その理解を深める。

- ・ネットトラブルに関する講演会を行う。

児童や保護者にネットトラブル等の危険性について意識啓発を図るため、警察職員、電気通信事業者等による講演会を実施する。

フィルタリングの必要性について、児童及び保護者に対し、機会を捉えて意識啓発を図る。

- ・PTAが主体となってネットトラブル等の防止のための取り組みを行う場合は、学校も協力し、取り組みの支援を行う。

7. いじめの防止対策に関わる学校評価の実施

「いじめの防止対策が適切に実施され、成果が上げられているか」について、年度末に学校自己評価を行うとともに、その評価結果に基づいた成果と課題及び改善策を学校評価委員会及び教育委員会に報告する。